

改正

昭和39年10月8日条例第11号
平成19年3月22日条例第3号
平成20年3月28日条例第3号
平成23年3月28日条例第4号
平成23年9月16日条例第38号
平成27年3月19日条例第1号

市川市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 本市に、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定により市川市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔平成23年条例38号〕

(任務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、市長又は教育委員会の諮問に応じてスポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長又は教育委員会に建議することができる。

- (1) 法第10条第1項の規定によるスポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成に関すること。
- (6) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

一部改正〔平成20年条例3号・23年38号〕

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

一部改正〔平成23年条例38号〕

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 7人
 - (2) 関係行政機関の職員 3人
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。

一部改正〔平成20年条例3号・23年38号〕

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成23年条例38号〕

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成23年条例38号〕

(事務)

第7条 審議会の事務は、文化スポーツ部において処理する。

一部改正〔昭和39年条例11号・平成19年3号・23年38号・27年1号〕

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成23年条例4号〕

(委任)

第9条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長及び教育委員会の同意を得て定める。

一部改正〔平成23年条例38号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年10月8日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第3号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第3号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(市川市スポーツ振興審議会条例の一部改正等)
- 3 この条例の施行の際現にスポーツ振興審議会の委員である者は、平成20年4月1日に、前項の規定による改正後の市川市スポーツ振興審議会条例（次項において「新審議会条例」という。）第4条第1項の規定により委員として任命されたものとみなす。
- 4 前項の規定により任命されたものとみなされる委員の任期は、新審議会条例第4条第2項の規定にかかわらず、平成20年4月1日における附則第2項の規定による改正前の市川市スポーツ振興審議会条例第4条第1項の規定により任命されたスポーツ振興審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成23年 3 月28日 条例第 4 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 9 月16日 条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の市川市スポーツ振興審議会条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により任命されたスポーツ振興審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の市川市スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により市川市スポーツ推進審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧条例第 4 条第 1 項の規定により任命されたスポーツ振興審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年 条例第26号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成27年 3 月19日 条例第 1 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。